資料１

〈南九州市新型コロナウィルス対策本部〉

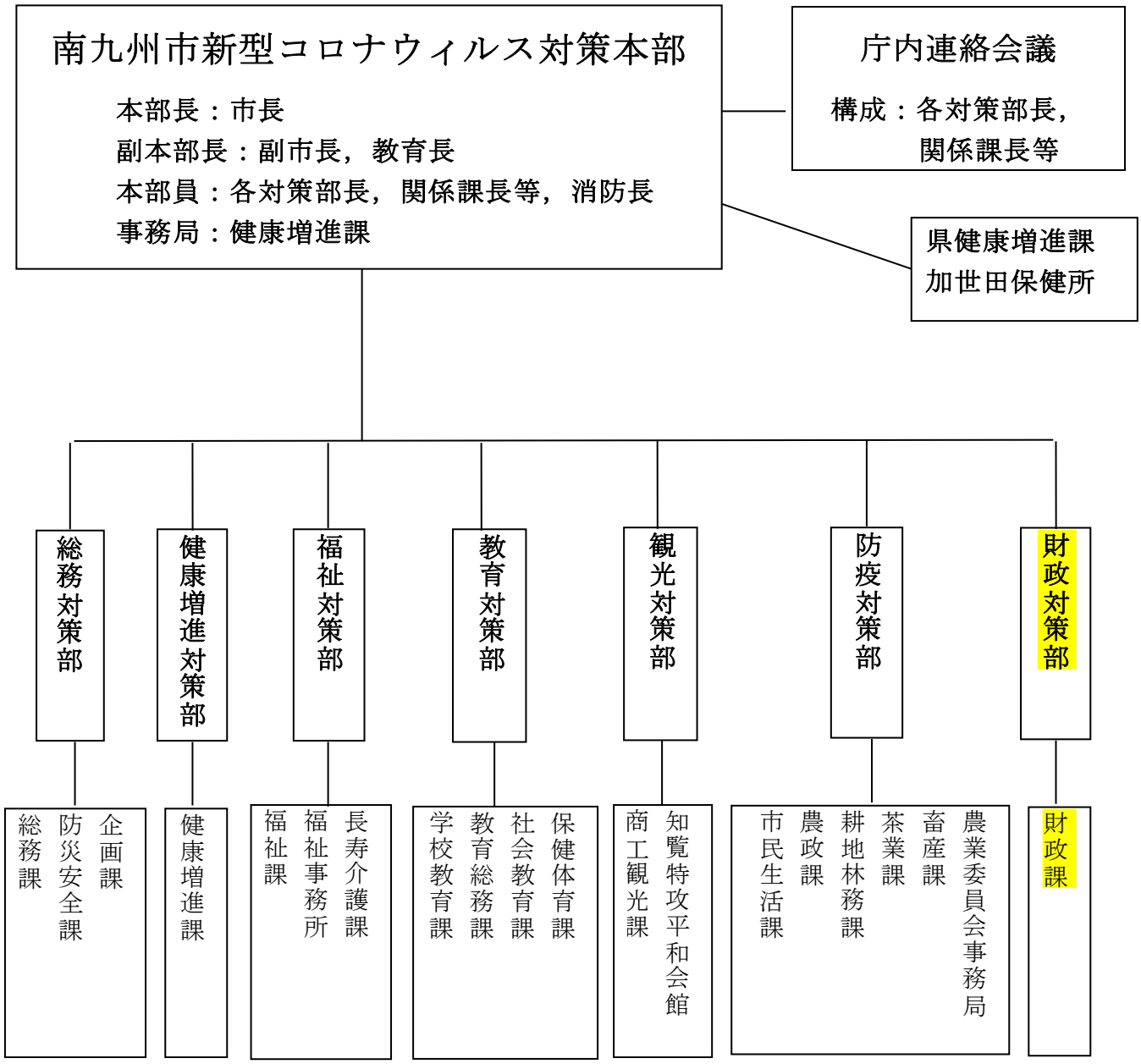

3

〈　南九州市新型コロナウィルス対策本部（案）　〉

（ア）新型コロナウィルス対策本部

○　構成・・・本 部 長：　市長
副本部長：　副市長，教育長
本 部 員：　各対策部長，関係課長等，消防長

○　主な役割

① 新型コロナウィルス発生動向の把握に関すること
② 市行政機能の維持に関すること
③ 市民に対する正確な情報提供に関すること
④ 感染予防対策に関わる関係機関との連絡調整に関すること
⑤ その他対策本部の設置及び運営に関し必要なこと

（イ）新型コロナウィルス対策庁内連絡会議

○　構成・・・・各対策部長，関係課長等

○　主な役割

① 対策調整に関すること
② 対策行動計画並びにマニュアル作成等に関すること
③ 部局関係機関との連絡調整に関すること
④ その他連絡会議の運営に関し必要なこと

4

ここにテキストを

〈新型コロナウィルス対策本部の各対策部の主な対応・役割〉

（ア）総務対策部（部長：総務課長）

① 新型コロナウィルス対策本部及び対策会議に関すること
② 対策本部等の運営に係わる総合調整に関すること
③ パンデミック（大規模流行）時の業務運営体制に関すること
④ 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること
⑤ 組織動員計画に係わる調整及び出勤等に関すること
⑥ 新型コロナウィルス発生情報等の周知広報に関すること
⑦ 各対策部に属さないその他のこと

（イ）健康増進対策部（部長：健康増進課長）

① 感染症予防に関すること
② 窓口相談の設置に関すること
③ 新型コロナウィルス発生情報及び予防方法の周知に関すること
④ 予防ワクチンの接種に関すること
⑤ 関係機関等の情報収集及び報告に関すること

（ウ）福祉対策部（部長：福祉課長）

① 要支援者の確認及び支援に関すること
② 施設及び在宅サービスでの感染防止に関すること
③ その他，救援に関すること

（エ）教育対策部（部長：学校教育課長）

① 学校施設の感染予防及び休校措置に関すること
② 学校児童の確認及び支援に関すること
③ 感染予防に係わる情報提供に関すること

（オ）観光対策部（部長：商工観光課長）

① 観光施設の感染予防及び休園措置に関すること
② 感染予防に係わる情報提供に関すること

（カ）防疫対策部（部長：市民生活課長）

① 感染症の防疫対策に関すること
② 死体収容及び埋火葬に関すること

（キ）財政対策部（部長：財政課長）

① 財政措置に関すること

資料２

令和２年２月28日

南九州市新型コロナウイルス感染症対策本部

南九州市のイベント開催に関する基本方針

１　中止又は延期の判断

（1）大規模なイベント

不特定多数が参加し，かつ多くの高齢者の参加が見込まれるもの

①市が主催

原則，中止又は延期

②市以外が主催

感染の状況や方針の趣旨等を説明したうえで，中止又は延期の検討を要請。
ただし，最終的には主催者の意向を尊重する。
開催する際は，２の感染症予防対策を要請する。

（2）上記以外のイベント

比較的多くの参加者数があるが，空間やスペースを確保できるもの

①市が主催

イベントの特性から考えられるリスクの度合いや安全対策の実施の可否，あるいは関係者の意向などを踏まえ，規模の縮小，開催方法の見直し含めて個別に判断する。

・参加者の特性（高齢者が占める割合が高い等）
・会場の状況（屋内外，開催時間，規模，緊密度等）

②市以外が主催

上記の内容の検討を要請しつつ，原則，主催者の意向を尊重する。
開催する際は，２の感染症予防対策を要請する。

２　開催にあたっての感染症予防対策

（1）市が主催

- 出入口やトイレ，休憩場所等にアルコール消毒液を十分に配置
- 「咳エチケット（マスク着用等）」及び「手洗い」等の徹底
- 参加者等の体調に異変が起きた際の対応の周知
- 「発熱などの体調不良な人」や「持病のある人」,「高齢者」等の参加については，自粛するよう呼びかけ

（2）市以外が主催

上記の対応を要請する。

３　実施期間

当面，令和２年４月26日までとし，感染状況次第で判断し，随時見直す。

資料３

南九州市新型コロナウイルス対応タイムライン

感染レベル	２：県内で感染発生	３：市内で感染発生	４：市内で複数の感染者発生	５：急速な感染拡大	６：感染がピークを越え鎮静化へ
消防組合	・各種講習会の開催自粛要請 ・予防査察の中止	・各種講習会の中止 ・隊員及び車両除染の徹底			
総務対策部	・イベント中止，延期の要請 ・時差出勤等の検討 ・住民の外出自粛要請の検討，要請 ・市長による外出自粛の要請（行政無線） ・イベント中止，延期の検討，要請 ・公共施設使用制限の検討 ・広報対策（市報，HPほか）	・イベント中止，延期の要請 ・時差出勤等の検討 ・住民の外出自粛要請の検討，要請 ・市長による外出自粛の要請（行政無線） ・広報対策（市報，HPほか）	・国，県への応援要請（職員含む） ・応援物資の要請 ・広報対策（市報，HPほか）	・遺体等の安置施設の確保 ・広報対策（市報，HPほか）	・物資等の支払い作業 ・通常業務やイベント等の再開検討 ・広報対策（市報，HPほか）
健康増進対策部	・住民の健康状態や妊婦など要援護者の把握 ・市民への予防対策広報 ・特定健診の集団検診の中止⇒個別健診への変更案内 ・各種がん検診の実施についての検討	・本部会議の開催 ・感染者情報と濃厚接触者の情報収集 ・個別健診の実施検討 ・各種がん検診の実施について検査機関との協議	・国，県への応援要請（職員含む） ・応援物資の要請 ・健診等について広報		
福祉対策部					
社会福祉係	・手洗い，咳エチケットの推奨 ・感染予防喚起	・市内の社会福祉法人，温泉施設に情報提供 ・温泉施設入館規制の検討	・市内の社会福祉法人，温泉施設に情報提供 ・温泉施設営業休止の検討		
障害福祉係	〃	・市内障害福祉施設の状況収集 ・国，県の指示による対応を実施	・市内障害福祉施設の状況収集 ・国，県の指示による対応を実施	・市内障害福祉施設の状況収集 ・国，県の指示による対応を実施	・市内障害福祉施設の状況収集 ・国，県の指示による対応を実施
子育て支援係	〃	・保育所等の開設可否についての検討及び情報提供 ・被感染者及び濃厚接触者が児童に関係ある場合は，当該保育所等の休業要請 ・学校教育課の対応に応じて，放課後児童クラブの開設対応	・保育所等の開設可否についての検討 ・被感染者及び濃厚接触者が児童に関係ある場合は，当該保育所等の休業要請 ・学校教育課の対応に応じて，放課後児童クラブの開設対応 ・感染に伴う被感染者の児童の一時預かり等支援事業の検討	・保育所等すべての施設の休止要請	・感染状況を判断しながら，保育所等の開設への検討
生活支援係	〃	・感染者情報と濃厚接触者の情報収集	・国，県への応援要請（職員含む） ・応援物資の要請		

ここにテキストを入力

感染レベル	２：県内で感染発生	３：市内で感染発生	４：市内で複数の感染者発生	５：急速な感染拡大	６：感染がピークを越え鎮静化へ
長寿介護課	・福祉関係感染防止補助事業等の周知広報 ・高齢者施設，事業所等への感染予防喚起	・高齢者施設への防疫強化，外部関係者との面会制限等要請 ・事業所等への防疫対策強化要請 ・訪問サービスの一部制限等検討	・県への支援要請（施設感染等）		
教育対策部	・県教委との連携 ・濃厚接触者の把握と在宅勤務、出席停止等の措置 ・不要不急の外出自粛要請（職員・児童生徒の状況把握） ・３つの密（密閉・密集・密接）回避策の徹底 ・校内の消毒の徹底 ・社会教育施設・体育施設の使用制限の検討・要請 ・各種団体の会議・イベント等の中止・延期の要請	・臨時校長会の招集（学校臨時休業の検討） ・自宅待機中の児童生徒の心のケア ・家庭での予防策の周知，学習支援 ・風評被害防止のための情報管理、マスコミ対応 ・社会教育施設・体育施設の使用禁止の検討・要請	・学校臨時休業の延長検討 ・職員・児童生徒の感染状況と濃厚接触者の把握	・医療施設等としての学校施設の開放 ・保護者が留守になる家庭の子供への支援（医療，食料等）	・被害状況の把握 ・学校再開の検討 ・再開後の教育活動の調整
観光対策部	・市内企業等への休業補償，融資等の情報提供，認定支援	・市内企業等への休業補償，融資等の情報提供，認定支援 ・観光施設休業要請（公園以外）	・市内企業等への休業補償，融資等の情報提供，認定支援 ・観光施設休業要請（公園以外）	・市内企業等への休業補償，融資等の情報提供，認定支援 ・観光施設休業要請（公園以外）	・地域経済刺激政策の実施 【商工事業】 【観光事業】
防疫対策部	・防疫訓練の実施 ・消毒作業実施に向けての準備	・作業班員の招集 ・消毒作業の実施 ・死亡者の火葬については，家族や県，医療機関と調整して行う。 ※防疫対策部による消毒作業対象箇所は，公共施設のみ。	・班員による消毒作業の実施 ・消毒箇所が多い場合は，作業委託の検討	・班員による消毒作業の実施 ・消毒箇所の作業委託 ※委託でも追いつかない場合，国や県，自衛隊などに作業を要請する。	・消毒作業を行った班員の経過観察

ここにテキストを入力

資料４

新型コロナウィルス感染症対策における南九州市職員の行動指針（案）

１　職員及び職場の対応方針

⑴　毎日，出勤前に自宅で次の健康チェックを行うこと。

（体温測定，呼吸器の症状・倦怠感・嗅覚異常の有無確認）

⑵　検温で 37.5 度以上の体温を記録したときは，マスクを着用し，上司に報告を行ったうえで業務に就くこと。ただし，これに加えて呼吸器の異常・倦怠感・嗅覚異常の自覚症状がある場合は，出勤を控えること。

⑶　37.5 度以上の体温が４日以上継続するときは，保健所又は医師へ相談のうえ，指示に従うこと。

一般の医療機関を受診するよう指示された場合にあっても，相談日時，医療機関受診日時，診断結果を別紙（第１号様式）により報告すること。

⑷　自宅待機等を指示された場合の休暇の取扱いについて

①　ＰＣＲ検査結果が陽性の場合は，職免扱いとする。

②　ＰＣＲ検査結果が陰性の場合で，自宅療養を指示された期間は特別休暇扱いとする。

③　前記①及び②に該当しないものは，原則として年次有給休暇扱いとする。

２　職場における留意事項

⑴　執務中において，窓口業務や面談等で来客に対し，密接な対応を要する場合は，出来る限りマスクの着用に努めること。

⑵　用務で外出先から事務室に戻る際は，手指をハンドソープにより手洗いし，消毒を十分に行うこと。

⑶　事務室は一定の間隔で十分な換気を行うこと。

⑷　会議を開催する場合は，窓を開放するなど特に換気に留意するとともに，出席者数に対し，広めの会場を準備し，一人ひとりの座席の間隔を十分に確保すること。

⑸　会議は，説明を要点のみとするなど，開催時間の短縮を工夫し，場合によっては，事前に資料を配信し，メールや電話による合議制等による集約方法の採用も検討すること。

３　出張等の留意事項

南九州市イベント開催に関する基本方針の実施期間中（以下，「基本方針期間」という。）は，原則として，市外又は県外への出張は控えること。

４　勤務時間外の留意事項

集団感染を招きやすい密閉，密集，密接が重なる場を徹底して避けるなど，感染予防を意識して行動すること。

基本方針期間は，各課等における懇親会等は実施しないこと。

５　週休日等の留意事項

週休日等に冠婚葬祭等でやむを得ず県外へ外出をする場合は，事前に各課等の長へ連絡を行い，行動履歴を別紙（第２号様式）に記録し，各課等の長へ報告をすること。

（期間，行先（都道府県，自治体）会場又は施設名，参集人数など）

12　**第１号様式**

副市長	課長	係長

体　調　不　良　職　員　の　病　状　報　告　書

報告年月日　　令和　　年　　月　　日

課名

係名

職名

氏名

	体調不良期間			体調不良期間の出勤状況	該当項目に〇印を入力。複数回答可				医療機関受診日	医療機関名	診断結果	摘要
	始期	終期	日数		37.5度以上の発熱	息苦しさ（呼吸困難）	強い倦怠感	嗅覚等の異常				
（例）	R2.4.12	（回復後に記入）		発熱のみのため，出勤	〇				R2.4.13	〇〇病院	風邪との診断	抗生物質等の処方を受けた。

【記入及び報告方法】

1　体調不良を自覚した場合に記入を行い，課長等（課長等は副市長）に対し，状況を連絡すること。

2　１の病状で医療機関の受診をしたときは，その診断結果を追記して，報告書に押印を得ること。

※本様式は，新型コロナウィルス感染症対策のため，体調の急変及び万一の感染時に備え，行動履歴を把握するものです。

第２号様式

副市長	課長	係長

職員の行動履歴報告署

報告年月日　　令和　　年　　月　　日

課名

係名

職名

氏名

次のとおり県外における行動履歴を報告します。

年月日	時間	どこで	何を	誰と（人数など）

（記載例）

R2.4.11（土）	17:00～20:00	新幹線等で○○市へ	移動	家族３名
R2.4.12（日）	11:00～15:00	○○市中央区△△会館	親戚の葬儀出席	30名程度
〃	18:00～19:00	●●市内の食堂	夕食	家族３名，親戚２名
〃	19:00～22:00	新幹線等で帰宅	移動	家族３名

※行が不足する場合は適宜追加してください。

※本様式は，新型コロナウィルス感染症対策のため，体調の急変及び万一の感染時に備え，行動履歴を把握するものです。

資料５

総務対策部　③パンデミック（大規模流行）時の業務運営体制に関すること。

⑤組織動員計画に係わる調整及び出勤等に関すること。

流行時における市役所機能の維持，継続のため，策定を予定する。

南九州市新型コロナウィルス感染症対策　業務継続計画の概要
（先進事例を参考とした草案：未定稿）

第１章　業務継続計画の概要

１　策定の趣旨

新型コロナウイルス感染症の脅威から市民の健康を守り，安全・安心を確保するため，新型インフルエンザ等対策特別措置法第８条に基づき策定した「南九州市新型インフルエンザ等対策行動計画」を参考に，限られた人員で，市民生活に欠かせない業務を遂行するため，「南九州市新型コロナウイルス対策業務継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）」を策定することとする。

また，本計画は，新型コロナウイルス感染症に特化した計画で，本計画の策定時点が県内感染者の確認された「県内発生早期」であることから，既に発生している新たな業務も本計画に明記することとする。

２　本計画策定の目的及び特徴

新型コロナウイルス感染症は，世界中に急速に被害が広がっている状況であり，市民生活や社会経済への影響が長期間にわたっている。

また，本感染症は，自然災害等の被害とは違い，建物や設備などの物的資材への影響は少なく，感染拡大による人的資源への影響が課題である。

南九州市新型インフルエンザ等対策行動計画においても，①感染拡大を可能な限り抑制し，市民の生命及び健康を保護すること，②市民生活及び市内経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの２つを目的として策定している。

以上のことから，本計画は，特に問題となる人的資源を課題とし，新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においても迅速に対応し，市が必要な業務を維持できるようにするため，継続，縮小，休止・中断する業務の整理等，業務継続上の基本的事項を定めるものである。また，職員間等の感染対策等について，整理するために策定するものである。

３　被害想定

新型インフルエンザの政府行動計画では，新型インフルエンザが発生した場合，全人口の25%が約８週間の流行期間に約２週間のピークを作りながら順次罹患すると仮定しており，社会・経済的な影響として，本人の罹患及び看護等のため，最大 40%程度が欠勤するとし

て計画立案を行っている。南九州市新型インフルエンザ等対策行動計画においても，同様の想定で計画を策定している。

新型コロナウイルス感染症については，流行が始まってから，わずか数カ月ほどの間に世界的な流行となり，まだ不明な点が多いため，南九州市新型インフルエンザ等対策行動計画を参考に，今後，新型コロナウイルスの感染が拡大し，流行のピーク時に最大 40%の職員が欠勤する状況を想定し，「流行のピークの間，６割の職員で業務を行う」という想定での計画とする。

【本市職員出勤予想数】

職員数（R2.4.1）	出勤予想数（６割）
３７８人	２２７人（△１５１）

第２章 業務継続体制の考え方

１ 基本方針

新型コロナウイルス感染症の流行下においては，「感染拡大を可能な限り抑制し，市民の生命及び健康を保護する」ことを目的とした業務（以下「新たに発生する業務」という。）を優先的に実施するとともに，「市民生活及び市内経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことの実現のため，まん延期であっても業務を大幅に縮小することが困難な通常業務（以下「継続業務」という。）の継続が求められる。

本計画では，次の基本方針に基づき，限られた人員で遂行する継続業務を定めるものとする。

業務継続の基本方針

（１） 感染防止対策の徹底

感染予防の啓発及び正しい情報の発信を行う。また，継続業務以外の業務のうち，感染拡大につながる恐れのある業務については，極力中断や延期を検討したり，感染リスクが高いものの，やむを得ず継続することが求められる業務については，より感染リスクの低い実施方法への変更等を検討する。

（２） 行政機能の維持

市民の生命と健康を守り，市民生活を維持するために，対策検討会議や対策本部の設置など，発生段階に応じた危機管理体制をとり，迅速かつ適切な対策を実施する。また，人員確保や応援体制の検討，関係機関等と連携をとり，事業継続に向けた対策についての検討を行う。

なお，行政機能を維持するため，職員の感染防止対策については，国内発生早期から下記のとおり実施する。

ア 職場対策

マスクの着用	窓口対応時にマスクを着用して接客する。
消毒液の設置	庁舎や市内公共施設の出入り口等に手指消毒液を設置する。

執務室内の換気	午前と午後で数回ずつ，１０分程度の十分な換気を行う。
職員への啓発	感染予防対策について，グループウェアにて情報提供する。
職員等の体調確認	感染者の早期発見，早期対応のため，毎日出勤時に職員の体調確認を行う。
庁舎・公共施設内の清掃，消毒	業務開始前や終了後等に，市内公共施設の予防的な清掃を実施する（消毒用アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウムの消毒液を使用し，多くの市民が触れる場所を重点的に行う）。

イ 個人における対策

手洗い	外出先から戻った際や食事の前など，こまめに石けんで手洗いやアルコール消毒を行う。
咳エチケット	咳が出る場合には，必ずマスクを着用し咳エチケットを励行する。
自身の健康管理	毎日，検温するなど体調チェックを行い，発熱や体調不良の時には出勤しない。

（3） 市民生活の維持

市民生活に不可欠な機能維持を遂行できるよう，業務継続計画に基づいた対応を行い，市民の生活や事業所の事業継続に及ぼす影響を軽減する。

2 本計画の発動の流れ

（1） 危機管理体制　　略

（2） 発生段階別の市の体制

時 期	国内発生早期	県内発生早期（策定時）	県内感染期	小康期
発動準備または発動条件（どのような時に）	新たに発生する業務の確認等。休止・中断業務(C)のうち，可能なものは休止・中断。	早めに発動する。職員欠勤率を考慮し，休止・中断業務(C)，縮小業務(B)のうち，可能な業務については休止・中断または縮小。	早めに発動する。職員欠勤率を考慮し，休止・中断業務(C)，縮小業務(B)のうち，可能な業務については休止・中断または縮小。	対策本部の廃止とともに，職員の出勤状況により通常業務へ戻す

第３章 市の業務体制

１ 新型コロナウイルス感染症発生時における業務対応区分

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い，市が実施する業務について，優先度をつけ，行政の機能維持を図る。

業務区分は，「新たに発生する業務（S)」，「継続業務（A)」，「縮小業務（B)」，「休止・中断業務（C)」の４つに区分する。

各業務の実施に当たっては，新型コロナウイルス感染症の感染力，病原性及び治療薬の有効性，職員の出勤率などを判断し，弾力的・機動的に行う。

【業務区分の考え方】

区　分		考え方	主な業務内容（例示）
新たに発生する業務（S）		①感染拡大防止策 ②危機管理体制上必要となる業務	① 感染拡大防止策の周知など ② 対策本部の設置運営など
通常業務	継続業務（A） ＊小康期まで、継続しなければならない業務	① 市民の生命、身体、財産を守るための業務 ② 市民生活の維持に係る業務 ③ 休止すると重大な法令違反となる業務 ④ 市業務維持のための基盤業務	① 福祉や介護支援、社会的弱者への生活支援など ② 戸籍住民事務、生活保護、ごみ収集など ③ 選挙事務・法定検査など ④所属内外の連絡調整、各種システムの維持など
	縮小業務（B） ＊小康期までの間、縮小する業務	① 流行中も業務を休止できないが、継続に該当せず、業務内容を縮小する業務 ② 対面業務等を工夫して実施する業務	① 内部業務、道路等の管理業務 ② 許認可、届出、交付等の窓口業務など
	休止･中断業務（C） ＊国内発生早期以降、原則として休止･中断する業務	① 多数の人が集まる施設運営や業務 ② その他、緊急性を要しない業務（流行の終息後）に先送りすることが可能な業務）	① イベント、会議、集会、研修など ② 緊急性を要しない管理、調査、政策立案、地域振興等の付加価値業務など

流行時　職員の６０％で対応する業務範囲